

第54条の2 削 除

(付則) 削 除

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の保険医療機関及び保険薬局との療養の給付に要する費用の直接契約に基づく支払いについては、なお従前の例による。